

令和7年10月20日

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 伊南 一也 様

下関市上下水道事業経営審議会

会長 足立 俊輔



本市水道事業における今後の望ましい水道料金のあり方について(答申)

令和7年7月1日付け下財経第744号で諮問のあったこのことについては、当審議会において、慎重な審議を重ねた結果をとりまとめましたので、別添のとおり答申します。

別添

本市水道事業における今後の望ましい水道料金のあり方について
(答申)

令和7年10月
下関市上下水道事業経営審議会

目 次

はじめに.....	1
答申の内容.....	2
答申の考え方（補足）	
1 水道料金の改定の必要性	4
2 水道料金の改定時期	4
3 料金算定期間及び平均改定率	4
4 料金体系	5
おわりに	7
＜参考資料＞	
○下関市上下水道事業経営審議会 審議経過	8
○下関市上下水道事業経営審議会 委員名簿	8

はじめに

水道は、市民が健康で快適な暮らしができるよう、また、各種の産業活動の原動力の一つとして、欠かすことのできない重要なライフラインであり、安全・安心な水の安定供給が水道事業者には常に求められるものである。

本市の水道事業においては、消費税の改正によるものを除くと、平成23年4月以降、14年以上の長期にわたり料金改定を行っておらず、その間、人口減少や節水機器の普及などにより水需要は大きく減少しており、今後は更にその傾向が加速していくことが予測されている。

一方で、給水開始から100年以上を経過した本市の水道施設は、老朽化が本格的に進んでおり、本市の約80%の浄水を担う市内最大の浄水場である長府浄水場は、昭和21年に築造されてから79年が経過している。

現在、長府浄水場については、施設の老朽化が顕著であるため、令和18年度の完成に向けて本格的な建設工事に着手したところであり、投資のピークである令和8年度から令和10年度までの3年間では、140億円以上の投資を必要とする見込みとなっている。

また、その他の水道施設についても、地震や近年の極端な気候変動に伴う自然災害などに備え、より強靱な施設に整備していくことが求められており、DXやGXなど社会的経済情勢の変化への対応や、今後の物価上昇等を考慮すると、必要となる投資や経費が増えていくことが予測されている。

このような状況の下、令和7年7月1日付けで、上下水道事業管理者から本審議会に対し、水道料金改定を検討する必要があるため、具体的な口径別の基本料金や従量料金など、本市水道事業における今後の望ましい水道料金のあり方について意見を求められたところである。

本審議会では、この求めに対し、慎重な審議を重ね、ここに答申を取りまとめた。

答申の内容

1 水道料金の改定の必要性

必要なものと認める。

2 水道料金の改定時期

令和 8 年 4 月 1 日

3 料金算定期間及び平均改定率

算定期間 4 年(令和 8 年度から令和 1 1 年度まで)・平均改定率 2 0 %

4 料金体系

メータ 口径	基本料金 (1月)	用途別	従量料金（１ｍ³につき）			
			第１段（使用水量３０ｍ³までの部分）		第２段（使用水量３０ｍ³を超える部分）	
			口径２５ｍｍ以下のメータにより給水を受ける場合	口径４０ｍｍ以上のメータにより給水を受ける場合		
			使用水量１０ｍ³までの部分	使用水量１０ｍ³を超え３０ｍ³までの部分		
１３ｍｍ	１，４４０円		２０円	２０９円	２０９円	３２２円
２０ｍｍ	２，２７１円					
２５ｍｍ	２，７７２円					
４０ｍｍ	６，１５２円					
５０ｍｍ	１３，２２１円					
７５ｍｍ	２７，１９２円					
１００ｍｍ	５０，７２７円					
１５０ｍｍ	１３１，２２５円					
２００ｍｍ	２６０，８４５円					
２５０ｍｍ	４４８，９７９円					
			一般用	２０円	２０９円	３２２円
			湯屋用	２０円	７２円	７２円
			私設消火栓用	２０円	７２円	７２円

5 付帯意見

(1) 市民への効果的な周知

水道料金の改定を実施する際には、効果的な周知を行い、市民の理解を得るよう努められたい。

(2) 施設・管路の耐震化や老朽化対策

将来にわたって安全で安心な水道水を安定供給していくために、中長期ビジョンに基づき、施設・管路の耐震化や老朽化対策を着実に進められたい。

(3) 経営努力

物価上昇が続く中での水道料金の改定であり、また、4年後にも更なる改定が必要な状況にある。

については、今後の市民生活や企業活動への影響を考慮しながら、更なる経費節減など、経営努力に努めるとともに、国の交付金の積極的な活用など、新たな財源の確保についても検討されたい。

(4) 国への要望強化

国からの補助金の拡充や予算の最大限の確保など、要望活動の強化に努められたい。

答申の考え方（補足）

1 水道料金の改定の必要性

本市の水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少などによる水道料金収入の減少に加え、近年の急激な物価・人件費の上昇、長府浄水場をはじめとする老朽化した施設・管路の更新や耐震化の本格化などにより、大変厳しいものとなっている。

水道料金の改定をせずに、事業を実施していくことが極めて困難な状況であり、将来的には、管路の耐震化や老朽管の更新などの工事が、資金不足により実施できなくなり、災害等への対応も困難になるおそれもある。

よって、この度の水道料金の改定については、今後も安全で安心な水を安定して供給していくため、また、将来にわたり事業を継続していくために、必要なものと認める。

2 水道料金の改定時期

本市の水道事業においては、令和7年度に収益的収支において赤字予算を編成しており、投資・財政計画などの財政見通しにおいても、水道料金の改定をしなければ、令和9年度には累積欠損が生じ、令和10年度には資金不足となる見込みであるなど、深刻な財政状況となっている。

物価上昇が続いていることから、市民生活や企業の経済活動への影響を考慮する必要はあるが、水道料金の改定時期を先送りすると、更に平均改定率が高くなるおそれがあるため、水道料金の改定時期は、令和8年4月1日からとすることを妥当と認める。

3 料金算定期間及び平均改定率

中長期ビジョン策定の際の本審議会の答申の付帯意見などを踏まえ、段階的又は定期的な措置を検討した結果、算定期間を令和8年から令和11年までの4年で平均改定率20%、令和12年度から令和17年度までの算定期間6年で更に19.0%（累計42.8%）への方針が示された。

これについては、物価上昇が続いている中での水道料金の改定であり、市民生活や企業の経済活動への影響の観点から、妥当と認める。

4 料金体系

(1) 全般

本市の水道料金は、使用の有無に関係なく使用者が負担する「基本料金」と、使用量に応じて使用者が負担する「従量料金」の二部料金制を採用している。従量料金については使用量が多いほど単価が高くなる「逓増制」が採用され、特に生活用水への配慮として口径25mm以下の1月当たり10m³までの従量料金（以下「小口径少量区分」という。）の単価が低く設定されている。

これらの基本的な考え方は、水道が市民生活に必要不可欠なものであることから、一定の配慮として継続されるべきものであると思料する。

また、基本料金の平均改定率（26%）及び従量料金の平均改定率（15.7%）は、水道料金改定の全国的な基準として示されている日本水道協会発行の「水道料金算定要領」（以下「算定要領」という。）に基づき算定されていることから妥当と認める。

(2) 基本料金

算定要領に基づき、準備料金に配分された固定費を各口径の基本料金に配賦すると、各口径ごとの改定率に大きなばらつきが生じ、多くの市民が使用している口径13mmの改定率が大幅（30.9%）となる。

そのため、市民生活への影響に配慮し、全口径一律に現行料金に基本料金の平均改定率（26.0%）を乗じる調整を行うことは妥当と認める。

(3) 従量料金

算定要領に基づき均一料金とする場合には、生活用水の中心となる口径25mm以下の1月当たり20m³使用までの改定率が、従量料金の平均改定率（15.7%）を大きく超え、その他の水量区分ではマイナス改定となる部分も生じるなど、現行料金とのバランスを大きく欠く結果となる。

そのため、生活用水への配慮のため低く抑えている小口径少量区分の単価（10円/m³）の見直しを中心に検討を行い、現行料金で30倍近くとなっている従量料金単価の格差是正（受益者負担の公平性）、現行料金からの改定率、市民生活（生活用水）への負担のバランスを総合的に考慮した結果、小口径少量区分の単価を20円/m³に引き上げ、その他の区分の改定率の調整を行うことは妥当と認める。

（４）その他

湯屋用・私設消火栓用の従量料金については、従前より、社会政策的な配慮から、一般用の従量料金に比べ、低廉な単価が設定されている。

よって、この考えを継続し、現行の従量料金に平均改定率（１５．７％）を乗じることは妥当と認める。

おわりに

近年、水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水機器の普及による給水量の減少、老朽化施設の更新需要の増加、更には自然災害への対応強化など、多岐にわたる課題を抱えている。安定した水道サービスの継続と健康で快適な市民生活の維持には、経営基盤の強化と時代に即した料金体系の構築が不可欠であり、また、今後も持続可能で効率的な水道事業の発展のためには、市民・事業者・行政が連携して課題解決に取り組むことが必要不可欠である。

繰り返しになるが、水道は、市民が健康で快適な暮らしができるよう、また、各種の産業活動の原動力の一つとして、欠かすことのできない重要なライフラインである。これを維持していくためには、適切な水需要予測と施設更新などの投資額などのバランスをとりながら、不断の経営努力を続け、時代に応じた水道料金のあり方についても、継続して検討していくことが必要となる。

そのために、これまで尽くしてきた審議会の議論や本答申がその一助となれば幸いである。

○下関市上下水道事業経営審議会 審議過程

開催年月日 (開催回数)	開催場所	審議及び報告事項
令和 7 年 7 月 1 日 (第 1 回)	上下水道局 6F 会議室	・ 諮問 ・ 水道料金の仕組み、下関市の水道料金について説明
令和 7 年 7 月 29 日 (第 2 回)	上下水道局 6F 会議室	・ 水道料金体系のあり方について 水道料金改定案についての審議
令和 7 年 10 月 20 日 (第 3 回)	上下水道局 6F 会議室	・ 水道料金体系のあり方について 市民説明会等での意見の報告・審議 ・ 答申

○下関市上下水道事業経営審議会 委員名簿（7 名） （五十音順・敬称略）

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	足立 俊輔	公立大学法人下関市立大学 教授
副 会 長	宇原 泰司	下関商工会議所 事務局長
委 員	荒牧 利男	下関市連合自治会 副会長
〃	坂本 陽子	下関市 PTA 連合会 理事
〃	壇 圭子	男女共同参画ネットワーク 下関さんしゃいん 21 事務局
〃	藤野 知則	公募
〃	古田 妙子	一般財団法人下関 21 世紀協会 理事